

児童福祉法に基づく障害児通所支援の事務処理に関する規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

令和7年11月18日

東海市長 花 田 勝 重

東海市規則第40号

児童福祉法に基づく障害児通所支援の事務処理に関する規則の一部を改  
正する規則

児童福祉法に基づく障害児通所支援の事務処理に関する規則（平成24年東海市規  
則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第21条の5の3」を「第21条の5の3第1項」に、「第24条  
第1項」を「第24条」に、「第25条の12第1項」を「第25条の13第1項」に  
改め、同条第2項中「障害児の」を「障がい児の」に改め、同条第4項中「第21条  
の5の4」を「第21条の5の4第1項」に改める。

第4条中「障害児」を「障がい児」に改める。

第5条中「通所給付決定」を「省令第18条の6第7項に規定する通所給付決定」  
に改める。

第6条の見出し中「受給者証」を「通所受給者証」に改め、同条中「第18条の6  
第7項」を「第18条の6第9項」に、「受給者証の」を「通所受給者証の」に改める。

第10条第4項中「障害児の」を「障がい児の」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。